

プロポーザル方式による事業者選定結果表						
プロポーザルに付した事項		担当課 健康福祉部子育て応援課 契約名 淡路市新設こども園基本構想・基本計画策定業務				
審査の日時		令和6年 7月 26日（金） 午前9時～				
審査の場所		淡路市役所2号館3階大会議室				
予定価格		契約予定金額				
4,870,000円		4,378,000円				
当選基準点（当選要件）		420点（評価点合計の6割）				
候補者名		有限会社 吉田建築計画事務所		総合点	567点	
番号	提案者氏名（五十音順）	候補者の選定理由				
1	エム・アイ・エー・アーキテクツ有限公司	出席委員の合計評価点が最高得点であり、本事業の遂行にあたり、同種の実績が多く企画力及び技術力に優れており、本市の保育環境の適正化に向けた基本計画策定に大きく貢献することが期待できる提案であったため。				
2	株式会社 加藤建築事務所					
3	有限会社 川久保智康建築設計事務所					
4	有限会社 吉田建築計画事務所					
5						
※参加者名称（五十音順）						
総合点 （点数順） 【満点700点】		点数順位	価格評価点 （A）	技術評価点 （B）	審査合計点 （A）＋（B）	備 考
		1	63	504	567	最優秀候補者
		2	63	489	552	優秀候補者
		3	70	408	478	
		4	56	396	452	
		5				
契約予定金額		¥4,378,000（うち消費税及び地方消費税）¥398,000				
＜プロポーザルに参加する者に必要な資格＞ （1） 令和6年度から令和8年度までの淡路市競争入札参加資格者名簿において、測量・建設コンサルタント、建築工事（意匠）に登録されている者であること。 《ただし、当該登録がない提案事業者が参加表明書等を提出した場合において、技術提案書等の提出期限までに、当該登録を受けていない場合は、本プロポーザルの応募の資格がないものとする。》 （2） 本業務の最優秀候補者決定の日までの間、淡路市指名停止基準に関する規程（平成17年淡路市訓令第21号）に基づく指名停止措置を受けていない者であること。						

(3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者で、次の(ア)から(ウ)までのいずれにも該当しない者であること。

ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者又は本業務の最優秀候補者決定の日前6か月以内に手形若しくは小切手を不渡りにした者

イ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがされていない者

ウ 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生手続の開始の申立てがされていない者

(4) 淡路市暴力団排除条例(平成25年淡路市条例第9号)第2条第1号に定める暴力団、同条第2号に定める暴力団員及び同条第3号に定める暴力団密接関係者に該当しない者

(5) 公告の日から参加表明書等の提出期限までの間、建築士法(昭和25年法律第202号)第26条第2項の規定による監督処分を受けていない者

(6) 国税又は地方税を滞納していない者

(7) 提案事業者の代表者(注1)が所属又は代表する設計事務所が建築士法第23条の規定による一級建築士事務所登録をしていること。

(8) 提案事業者の代表者が所属又は代表する設計事務所が平成26年4月1日(以下「基準日」という。)以降に延床面積1,000㎡以上の保育所又はこども園の新築・改修に係る基本構想、基本計画又は設計業務を完了した実績を有していること(単独・元請としての実績があるものに限る。)

(9) 提案事業者の代表者は、本業務が完了するまでの間、本業務を責任をもって総括する立場にある者(以下「管理技術者」という。)1人を配置できること。

(10) 配置予定技術者(管理技術者を含む)は、参加表明書等の提出受付開始日以前に、提案事業者と直接かつ恒常的に3か月以上の雇用関係を有していること。(注2)

注1 一級建築士の資格を有する者であって、提案事業者を代表し、本業務を総括する立場にある者をいい、必ず企業の「代表者」と一致させる必要がないこと。

注2 提出書類に記載した管理技術者は、原則として本業務が完了するまでの間、変更することができないこと(担当技術者の追加・変更は可能とすること。)。ただし、特段の事情により変更する必要があるときは、あらかじめ本市の承諾を得て、同等以上の能力を有する技術者を充てなければならないこと。

(11) 参加表明書及び技術提案書は、提案事業者につき1件とし、重複参加は認めないこと。

履行場所 淡路市